

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階配慮書案」が提出されましたので、条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書案を縦覧に供します。

また、条例第11条第1項の規定により、配慮書案の内容について、環境配慮の観点からの意見書を次の6のとおり書面にて提出することができます。

令和元年5月31日

京都市長 門川 大作

1 事業者の氏名及び住所等

(1) 事業者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(2) 代表者の氏名

理事長 北村 隆志

(3) 主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模等

(1) 名称

北陸新幹線（東京都・大阪市間）

(2) 種類

新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業）

(3) 規模

敦賀駅を起点とし、新大阪駅を終点とする。

3 事業実施想定区域

敦賀駅から新大阪駅に係る区域

4 配慮書案の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

ア 京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

イ 各区役所・支所（地域力推進室 総務・防災担当）及び各出張所

(2) 縦覧の期間

ア 京都市環境政策局環境企画部環境管理課

令和元年5月31日から同年7月1日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 各区役所・支所（地域力推進室 総務・防災担当）及び各出張所

令和元年6月4日から同年7月1日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

ただし、5月31日にあつては、「午後3時から午後5時まで」

5 配慮書案を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから、配慮書案を閲覧することができます。

[URL](https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000252825.html) <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000252825.html>

6 意見書の提出期限等

(1) 提出期限

令和元年5月31日から同年7月1日まで

(2) 提出先

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(3) 意見の内容について

「環境配慮の観点からの意見」に限ります。

(環境政策局環境企画部環境管理課)